

子育て支援関連事業について

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和 3 年度		令和 4 年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
1 生 ま れ て く	(1)	妊娠・出産期からの切れ目のない支援	1	妊娠届の受理及び母子手帳交付事務事業	こども家庭支援課	母子手帳の交付時、保健師による面接を実施し妊娠・出産においてのリスクアセスメントや妊婦の不安の有無を確認し、フォローの必要性を判断しています。支援が必要な方には電話や家庭訪問等、継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期へ切れ目のない支援を実施しています。	母子手帳交付件数及び妊娠届時の面談実施件数 (1年間で妊娠届時、面接を行った件数)	700件	651件	700件	638件	平成31年1月より、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付を実施している。母子健康手帳交付時には、妊娠届と共にアンケートを実施し、その内容をもとに保健師・助産師が個室で面接を実施している。妊婦の不安や悩みについて把握し情報提供を行うとともに、必要な方には電話や家庭訪問など継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期への切り目のない支援が行えるようにしている。		
			2	妊婦健診事業	こども家庭支援課	定期的に受診することで、妊娠高血圧症候群や糖尿病、貧血、その他の合併症疾患のチェックを行い、早期発見することで治療や指導に結びつけ、母体および胎児の健全育成を図る。健診の受診費用にかかる経済的負担の軽減をはかり定期的に健診を受診することを支援する。 妊婦健康診査受診票を交付し、問診・血圧・体重測定・診察・血液検査(貧血・血糖など)各感染症検査・尿化学検査・超音波検査など妊婦健診受診時において14回分の公費助成を行う。	妊婦健診受診者延べ件数 (1年間で受診した延件数)	9,800件	7,648件	9,800件	8,105件	妊婦健診を定期的に受診することで、胎児の成長確認と妊婦の合併症を早期発見することで指導や治療に結びつけ、母体と胎児の健全育成を図っている。妊婦健診及び産婦健診の費用を助成し、経済的負担を軽減するとともに健診受診行動を促すことにも繋がっている。 また、里帰り出産等で大阪府外で妊産婦健診を受診する場合、自己負担還付制度も実施している。 令和4年4月1日の機構改革により、こどもえがお部が創設され、健康増進課より母子保健担当が移行され、家庭児童相談担当と共にこども家庭支援課となった。それに伴い、要保護児童対象ケースへの関わりが一元化された。ハイリスクの妊婦は、妊娠期からの連携によるサポートを行い、必要時には特定妊婦としての関わりを行っていく。 産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。		
			3	妊産婦・乳幼児訪問指導事業	こども家庭支援課	安全で安心できる妊娠・出産及び育児環境の確保を図るため、助産師・保健師等が家庭訪問を実施する。妊産婦及び乳幼児等に対して、母子の健康状態や養育環境等を把握し、保健指導を行うことで、母子の健康の保持増進を図る。 妊産婦訪問は、母子健康手帳別冊にある妊産婦保健指導連絡票にて希望があった方へ助産師・保健師が家庭訪問を実施。 新生児訪問は、新生児訪問依頼票、電話等にて訪問希望があった方、病院から要養育支援情報提供票等で連絡があった方へ家庭訪問を実施。第1子の方には、当課より電話連絡を行い、第1子全員に家庭訪問が実施できるように努めている。 乳幼児訪問は、乳幼児健診等で家庭訪問による支援が必要となった方へ保健師等が実施。	新生児訪問実施率 (第1子訪問実施率) (4か月健診までに第1子の新生児に家庭訪問を実施し、児の成長発達の確認、保護者の育児不安軽減に努める)	100%	96.0%	100.0%	98.9%	妊産婦・新生児訪問は、助産師・保健師が家庭訪問し、初めての妊娠・出産・育児の支援を行い、産後うつや早期発見・育児不安の軽減を実施し、虐待予防にも務めている。 乳幼児訪問についても、乳幼児健康診査等から継続支援の必要な家庭に対して、保健師・管理栄養士・保育士・発達相談員・作業療法士などの専門職にて実施し、子どもの成長発達を支えるとともに保護者の育児不安の軽減、虐待予防に努めている。 第1子の訪問実施率は上がっており、訪問件数も増加している。新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度は実施率が少し下がっていたが、回復してきている。 閉じこもりがちの方が増え、育児不安や産後うつ傾向の方が多く、継続支援が必要な方が増えてきている。保護者の育児状況を把握し、不安を解消できるよう保護者に寄り添った支援や育児サービスの紹介などの支援を実施する。		
			4	育児等教育・相談事業	こども家庭支援課	妊娠・出産から育児に関するさまざまな知識の普及と、育児などに関する不安の軽減をはかり、健やかに育児がおこなえるようになる。また中学校にて思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝える。 マタニティスクールの実施や4か月健診、子育てサロンなどでの育児に関する教室の実施。市内6か所の中学校で思春期教育を実施。	育児等教育の参加者数 (1年間で実施した育児等教育に参加し、育児に関する知識が増し不安が軽減する)	2,500人	2,133人	2,500人	2,422人	マタニティスクールでは妊婦・夫(パートナー)からの需要が高く親準備として事業効果を感じている。 令和5年度よりマタニティ交流会事業を開始。 地域での子育てサロンは、自宅近くで気軽に相談できる場所や、友人作り・教育相談の場として活用している。 妊娠期から孤立、虐待予防を含めた包括的な子育て支援を行う目的で、内容の検討を重ね、参加者の満足度を向上させていきたい。 子育てサロン、出向教育や思春期教育については、広く知識の普及啓発、各種サービスの情報提供を継続実施していく。		
			5	乳幼児健診事業	こども家庭支援課	生後1か月、4か月、乳児後期(9か月～1歳未満)、1歳7か月、2歳6か月、3歳6か月の各月齢で健康診査を実施し、疾病の予防・早期発見・早期治療を図るとともに、保護者に対し児の成長・栄養・育児に関する助言、相談を実施し、乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。 1か月児(乳児一般健康診査)、9か月～1歳未満(後期健康診査)は医療機関へ委託(個別健診)し、4か月・1歳6か月児・2歳6か月児歯科健診・3歳6か月児健診は市で実施(集団健診)し、問診・身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・発達相談などを実施。	健診者数 (各健診の受診者の総数)	2,800人	2,680人	2,800人	2,646人	新型コロナウイルス感染症の予防に留意しつつ、健診を実施している。コロナ渦では、外出等の制限で家で過ごすことが多く経験不足の児が多かったため、成長発達に影響を与えている可能性があると考えられ、改善に向けて取り組む必要がある。 健診時の集団教育の再開についても検討し、歯科のフォロー教室より集団教育を再開している。 4か月健診などでも、こどもの歯の話について媒体を用いて行い、虫歯予防の啓発に努めている。 また、保護者が相談しやすい体制づくり、子どもたちが安心して参加できる雰囲気づくりを心掛けている。		
			6	育児支援家庭訪問事業	こども家庭支援課	出生後家庭を保育士・子どもサポーターが訪問することにより、家庭の状況を把握し、新生児育児への適切な援助を行なう。	訪問人数	300人	196人	377人	246人	児童福祉法に定められた義務的事業であり、現状維持を継続する。 (注) 指標を訪問世帯数から訪問人数に変更しています。		
			7	子育て短期支援事業	こども家庭支援課	保護者の育児疲れ、出張等の理由により、児童養護施設において、短期間の児童の一時預かりを実施しています。	子育て短期支援事業利用延べ日数	160日	39日	160日	24日	児童福祉法に定められた義務的事業であり、現状を継続する。 委託契約をしている児童養護施設の稼働率が高く、受入れ相談時点で利用を断られることがあり、利用が必要な特に適切に利用ができるよう施設側とも協議が必要である。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
る 喜 び を 親 子 で 分 か ち 合 う こ と が で き る 環 境 づ く り	(2)	妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実	8	市民緑化推進事業	農とみどり推進課	誕生記念植樹1本（プレート付き） 峰塚公園に誕生記念樹を植樹	誕生記念樹集合ネームプレート申請者数	200名	108名	150名	104名	生まれてくる子どもの健やかな成長を誕生記念樹に託し、緑あふれるまちづくりを進めるために今後も必要である。		
			9	乳幼児栄養指導・食育事業	こども家庭支援課	対象者がそれぞれの特性に応じた望ましい食生活が送れるようにする。 講義や幼児健診時の栄養相談などを実施し、食に関する知識の啓発や普及を行う。	指導者数	400人	215人	500人	906人	妊娠期や乳幼児期は、その後の食習慣にも影響を与える大事な時期であるため、本事業は重要である。 今年度から、4MC時のパンフレット配布者数を指導者人数に含めたため、前年度よりも数が大幅に増加した。 引き続き、感染対策に留意しながら、事業内容や開催方法を検討する。また、それぞれの時期におけるさまざまな食に関する問題や保護者の抱える不安を解消できるように内容を充実させていく。 食に関する知識の啓発や普及のため、教室の内容等を検討する。 (注) 指標を受講者数から指導者数に変更していま		
			10	予防接種事業	健康増進課	予防接種によって感染症の予防及び蔓延を防止する。 個別接種：BCG、4種混合、3種混合、DT、MR、B型肝炎、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘、日本脳炎、ポリオ、子宮頸がん、ロタ	MR2期接種率（1年間のMR2期対象者個別通知接種勧奨回数）	100%	95%	100%	92%	新型コロナウイルス感染症の影響が接種率は前年度に比べて低下した。今後も法改正の際や接種率向上を目的として積極的にLINEや広報等を通して情報発信を行ってきたい。 また、令和4年度から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が再開され、令和5年度からはシルガード9が定期接種の対象となった。引き続き、接種率の向上に向けて取り組みが必要となる。		
			11	養育医療費助成事業	保険年金課	入院治療を必要とする未熟児を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成します。	助成を必要とする対象者に対する助成の割合 (助成を必要とする者に対して、医療費の一部の助成を行った割合（精神的、経済的な負担の軽減につながった対象者の割合）	100%	100%	100%	現時点では、実績がでません。	養育医療の対象となる乳児は、病院から案内されるため、遺漏なく申請につながっていると考えられる。引き続き公正に審査し、適正に事務手続きを行う。		
	(3)	子育て期における父親の家事・育児の参画	12	南河内北部広域小児急病診療事業	健康増進課	休日夜間における小児の初期救急医療体制を確保する。羽曳野市・藤井寺市・松原市の三市で運営。 診療日時は土曜・日曜・祝日・年末年始の夜間（午後6時～午後10時）。 診療科目は小児科。	受診者数 (診療を受けた患者数)	800人	819人	1,030人	1,097人	土・日・祝日の準夜帯だけとはいえ小児の初期救急を実施することは、保護者が安心して子育てできる環境を確保するうえで必要である。 ここ数年は新型コロナウイルス感染症感染拡大による受診控えがあり受診者数の減少が続いていたが、令和4年度はインフルエンザの流行により受診者数が増となった。また、令和5年5月8日以降新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類へ移行となり、感染対策を行ったうえで通常診療へ戻りつつあり患者数が増加してくるものと思われる。 しかしながら、診療において空間の完全分離は建物の構造上困難であるため、できうる限りの分離をし、適切な感染防止対策（防護服着用等）を講じた診療・検査体制は引き続き必要不可欠となる。		
			13	育児等教育・相談事業【再掲】	こども家庭支援課	妊娠・出産から育児に関するさまざまな知識の普及と、育児などに関する不安の軽減をはかり、健やかに育児がおこなえるようになる。また中学校にて思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝える。 マタニティスクールの実施や4か月健診、子育てサロンなどでの育児に関する教室の実施。市内6か所の中学校で思春期教育を実施。	育児等教育の参加者数 (1年間で実施した育児等教育に参加し、育児に関する知識が増し不安が軽減する)	2,500人	2,133人	2,500人	2,422人	マタニティスクールでは妊婦・夫（パートナー）からの需要が高く親準備として事業効果を感じている。 令和5年度よりマタニティ交流会事業を開始。 地域での子育てサロンは、自宅近くで気軽に相談できる場所や、友人作り・教育相談の場として活用している。 妊娠期から孤立、虐待予防を含めた包括的な子育て支援を行う目的で、内容の検討を重ね、参加者の満足度を向上させていきたい。 子育てサロン、出向教育や思春期教育については、広く知識の普及啓発、各種サービスの情報提供を継続実施していく。		
			14	育児支援家庭訪問事業	こども家庭支援課	新生児家庭を訪問し、保護者が安心して育児ができるよう相談に応じ、また、家庭の状況の把握を行っています。	訪問人数	300人	196人	377人	246人	児童福祉法に定められた義務的事業であり、現状維持が妥当である。 (注) 指標を訪問件数から訪問人数に変更していま		
			15	養育支援訪問事業	こども家庭支援課	児童を見守り、親の家事援助による育児スキルの向上と育児ストレスの軽減により児童虐待の防止に努めています。	養育支援訪問事業を利用した延べ時間	300時間	173.5時間	300時間	273.5時間	児童福祉法に定められた義務的事業であり、継続する必要がある。		
	(4)	妊娠期からの虐待予防の取り組み	16	利用者支援事業	こども家庭支援課	市役所のこども家庭支援課（子育て世代包括支援センター）において、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩みや不安に対して、育児支援サービスなど必要な情報提供を行っています。	支援計画作成数	250	247	270	264	子育て世代包括支援センターは、令和4年4月の機構改革により、こどもえがお部が創設され、こども家庭支援課の機能として、市役所本庁に移動されました。妊娠期から子育て期の必要な支援の提供ができるよう家庭児童相談担当とも連携し、工夫していく必要がある。		
			17	地域子育て支援拠点事業	こども家庭支援課	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている。具体的には、子育て講座、サークル支援、年齢別親子教室や親子で楽しめるイベントなどを開催している。	1日あたりに利用した親子組数の平均	20組	27組	27組	27組	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感が増している中、就学前の子どもたちが親子で気軽に安心して参加できる場や、適切な情報を提供できる場は今後も必要である。 子育て家庭の孤立化を防ぐため、他機関や地域の支援者との連携をとり子育て中の親（特に母親）の育児への不安感や負担感が軽減するように取り組みをすすめていく。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
	(5)	地域子育て支援事業の充実	18	一時預かり事業	こども保育課	保護者の継続的・短時間就労などや、専業主婦家庭などの育児疲れ、急病や入院などにともなう心理的・肉体的負担を解消するために実施する。 市内の民間保育所3園、公立こども園1園、公立幼稚園1園、他市の民間認定こども園1園の計6園で本事業を実施し、保護者の負担軽減に努める。	一時預かり事業利用者数	9,000人	7,397人	10,200人	9,115人	羽曳野市における保育所持機児童対策と併せて、家で保育されている母親の育児支援として活用できる事業であり、様々な家庭への保育サービスとして今後も継続していく必要がある。 今後のニーズを確認しながら実施園の増加も検討する。		
			19	保育園地域活動事業	こども保育課	公立保育所や認定こども園において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	実施箇所数	6園	6園	6園	6園	保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する豊富な知識・ノウハウなどをいかし、園庭開放や親子教室、ベテラン保育士による子育て相談などを実施することにより、広く地域全体の家庭に対する子育て支援を推進していきます。		
	(1)	質の高い教育・保育の提供	20	子育て支援保育士事業	こども保育課	私立保育園と通園施設において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	園庭開放や親子教室等の実施回数	年間30回	年間12回	年間30回	年間12回	民間保育園と通園施設において、保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する豊富な知識・ノウハウなどをいかし、園庭開放や親子教室、ベテラン保育士による子育て相談などを実施することにより、広く地域全体の家庭に対する子育て支援を推進していきます。事業実施施設において、年間の事業実施回数にばらつきがあるため特定地域に偏らない市内全域での家庭に対する子育て支援の推進を検討していきます。		
			21	家庭支援推進保育所事務事業	こども保育課	家庭環境に支援を要する保育所入所児童及びその家庭に対する支援や、在宅での子育て家庭への支援として、家庭訪問、出前保育、育児相談などを実施。 家庭訪問・出前育児相談等を行う保育園に対し、補助金を交付する。	家庭訪問数	250件	217件	—	—	令和3年度をもって事業を終了。		
			22	はびきのE-Kids！事業	こども保育課	幼児期において、英語を楽しみながら体験することで、自然に無理なく英語を学びながら、ネイティブな発音や外国文化に触れられる機会を提供し、英語力やグローバルな視野の基礎づくりに寄与する。 園の課内授業として、外国人講師による英会話の体験教室を実施する。	参加園児数（のべ人数） （外国人との交流を通じて英会話を体験した回数（人数））	2,000人	1,534人	2,200人	914人	市内認定こども園および幼稚園において、外国人講師と歌やゲームを通じて英語を学ぶ機会を提供することで、園児が楽しみながら、自然な英語を習得することを可能としている。園児や保護者からは好評を得ており、一定のニーズには応えられている。		
			23	保育園リフレッシュ事業	こども保育課	乳幼児の安全性を確保するため、劣化等によって修繕が必要な機器の更新や軽微なバリアフリー化等の施設改善を進めています。	事業費	300万円	299万円	300万円	91万円	保育所における老朽化した設備や備品の更新を積極的かつ迅速に実施し、より安全・安心な環境を継続的に提供していくことを推進していく。		
			24	幼保連携型認定こども園整備事業（公立）	こども保育課	質の高い総合的な就学前教育・保育を提供できる環境として、令和4年4月に市内で2つ目の公立認定こども園を設立し、運営の方針やカリキュラム等、園の運営方法について準備・調整を行います。	①施設整備進捗率 ②カリキュラム等の完成度合い（運営の方針やカリキュラム等の作成にかかる完成に向けた進捗率）	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	令和4年4月に市内で2つ目の公立認定こども園として、向野こども園が開園しました。 今後、令和8年度開園に向け3つ目のこども園の整備を進めます。	○	
			25	幼保一体化推進事業（公立）	こども保育課	公立幼保連携型認定こども園において、今後共通としていくカリキュラムの作成を通して、幼稚園教諭・保育士の交流を図り、研修機会を充実させ、職員の質の向上に努めていきます。	職員研修の回数 （幼保共通カリキュラム作成委員研修の実施回数）	1回	0回	1回	0回	幼稚園教諭及び保育士等の交流を図ることで、互いの教育観・保育観の違いをすり合わせるとともに、就学前の子どもにとって最善の過ごし方について検討を重ねていく。	○	
2 楽 し い こ と が い っ ぱ い の 幼 児 期 を 過 ご す	(2)	子どもの遊び場の確保	26	公園管理事務事業	道路公園課	市民が安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理を行う。 ・公園、緑地の定期安全点検 ・日常清掃、公衆トイレ等の管理委託 ・老朽化による施設や遊具の修繕補修 ・公園、緑地内の植栽の剪定や灌水、芝生の刈り込み ・病害虫の駆除等の管理作業 ・公園駐車場の運営	修繕箇所 （公園を安全安心に利用してもらうことにつながる）	100件	83件	100件	88件	今後、公園施設の経年による老朽化により増加が予想される維持管理経費については危機を持っているところであるが、市民との協働や職員による修繕対応範囲の拡大等によるコストの抑制など、より一層の効率性を追求するとともに、高齢者や障害者等の社会的弱者に対応できるようなバリアフリー化や遊具・施設の点検、修繕箇所の迅速な対応強化など、利用者の利便性、安全面の確保に努める。なお、身近な公園については、地域ニーズを充分に反映した市民参画による管理運営を検討する。		
			27	水と緑のキッズパーク事業	スポーツ振興課	健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場の1コースを活用し、夏場に芝生と水辺の遊び場を無料開放することにより、子どもたちが想像力で工夫して遊びをつくり出し、その遊びの中から事故回避能力や判断力を育むことのできる場を提供します。	利用者数（保護者・小学生・幼児総計）	5,000人	4,074人	5,000人	2,803人	令和4年度は前年度と比較し利用者数は約3割減少したが、これは、同年、新たに市民プールがオープンしたことが大きな要因であると考えられる。なお、自己判断力が十分でない年齢の子どもは、保護者・引率者が同伴し安全管理・健康管理をする必要があり、担当職員が施設内を巡回し、入場時に『利用者心得』等の配付や、注意事項を記載した看板等を設置するなど、保護者に対して連携した安全確保の周知を図っている。 今後も引き続き、子どもたちが、その遊びの中から事故回避能力や判断力を育むことのできる場を提供する。		
			28	通常保育事業	こども保育課	公立・民間の保育所、認定こども園において、待機児童ゼロを目指して安定した保育を提供しています。	待機児童数	4/1時点なし	4/1時点なし	4/1時点なし	4/1時点なし	今後も、継続して待機児童なしを継続していく。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
『 こ と が で き る 環 境 づ く り』	(3)	利用者の視点に 立った子育て支 援事業の充実	29	延長保育事業	こども保育課	保護者の就労形態の多様化などにもない 保育時間の延長に対するニーズに対応でき るよう民間保育施設において、保育認定を 受けた児童が時間外に保育が必要となった 場合に対応する。 民間保育施設に対し、事業実施に必要な費 用として、補助金を交付する。（国府負担 あり）	事業実施に伴う補助 金交付施設数	1 0 園	1 0 園	1 0 園	1 0 園	延長保育事業については、人件費相当分の費用が国 が定める児童一人当たりの保育費用である公定価格 に含まれるようになり、全国的に統一的な取扱いが なされていることから、必要性や需要も高い事業 であり、今後も実施内容に検討を重ねながら継続実 施する。		
			30	病児保育事業	こども保育課	病気回復期にある入院治療の必要のない児 童が、保護者の就労や傷病、事故などの理 由により家庭での養育が一時的に困難に なった場合、児童を一時的に保育する。 事業実施団体に運営費補助金を交付する。 （国府負担あり）	利用児童数	500人	320人	500人	284人	市内の保育ニーズの増加に伴い、病後児保育の需要 も高まっている状況であり、実施箇所数の増加も検 討をしながら、継続実施していく。		
			31	ファミリー・サポート・ センター運営事務事業	こども家庭支援課	子育ての援助をして欲しい人（依頼会員） と子育ての援助をしたい人（協力会員）の 相互援助活動により、地域の子育て支援の 輪を広げることを目的としている。 センターは、依頼会員と協力会員との連絡 調整等を行う。援助を受けた依頼会員は協 力会員に報酬等を支払い、協力会員は援助 活動報告書をセンターに提出する。	援助活動件数 （依頼会員の子ども を協力会員が保育し た件数）	480件	389件	480件	264件	子育て中の親子や共働きの家庭が、安心して子育て や仕事ができるように、相互援助活動を行う環境は 今後必要である。 広報活動や手段を検討し、子育ての様々なニーズに 対応できるよう、協力会員の確保や利用活動促進に 努める。		
			32	バンダ・きりん教室開催事 業	こども家庭支援課	発達過程に弱さや遅れが見られる子どもと その保護者に対して支援を行い、幼児の心 身の健全な発達を促すとともに保護者の育 児力の向上、育児不安の解消に努める。 １．親と子の育ち方を豊かにするための遊 びの指導 ２．育児に関する相談及び指導 ３．経過観察が必要であると判断された幼 児に対する発達相談をもとに、進路の相談 及び指導	教室終了後の適正な 進路の紹介率 （発達課題に応じた 進路が整備されてい る）	90%	79%	90%	88%	きりん教室は、これまで3歳6か月児健診後4歳児保育 に向けて取り組んできたが、2 年程前から3歳児保育 の入園に向けての取り組みに移行して実施してい る。今後も、前半は親子で実施し十分力をつけてか ら、時期を見て母子分離し自立に向けての取り組み を行っていききたい。 バンダ教室は、コロナの影響で人との交流が減り、 発達が幼い児、育児に不安を持った母が多く、育児 や子どもの成長発達に不安を持つ保護者支援ができ る教室は、大きな役割を持っている。グループワー クや個別相談を通して、スタッフが保護者の悩みを 共有することで、保護者が子どもの成長を感じ、子 どもの発達課題・子どもの姿を受容し、育児をする 支援をしている。その受容にあたり保育士、発達相 談員、保健師などの専門職が寄り添い支援し、適切 な進路を決定している。引き続き教室を通しての支 援、適した進路決定が行えるように、保護者に情報 提供を行い、相談支援を行っていく。		
			33	はびきの子育てネット運用 事務事業	こども保育課 こども家庭支援課 こども政策課	羽曳野市の公式子育て応援サイトとして、 子育てに関する情報を発信することで、地 域の子育てを支援する。 こども課、市立子育て支援センター、健康 増進課が、それぞれのページを運用し、子 育てに関する情報を提供している。こども 課では台風などによる保育園の休園情報な ど、子育て支援センターは日々の事業の様 子などをすばやく提供している。	サイト閲覧回数	100,000回	100,388回	101,000回	124,335回	紙による情報ツールより、手元のスマートフォンで 情報を受け取ることができる本システムは保護者の方 にとっても親しみやすく、タイムリーに情報発信 できる。 しかし、情報収集方法の変化が見られるため、今 後、媒体の変更を視野に入れる必要があると考える。 現在の情報収集においては、インターネットより SNSを活用することが一般的になってきており、当 市においてもFacebookやLINEによる情報発信を活用 しているところです。 情報発信ツールをLINEに変更することで、より身近 なツールとして活用できるため、利用者・閲覧者の 増加が見込まれると考える。	○	
(1)	生きる力の育成		34	教育改革審議会運営事務 事業	学校教育課	子育て及び教育行政の新たな課題等の重要 事項について調査審議する。 専門的見地に立ち審議会委員が協議をした うえ、審議会答申を作成し、今後の市の教育 施策に反映させる。	教育改革審議会開催 回数	0回	0回	0回	0回	平成27年3月に、（１）羽曳野市の今後の幼小中一貫 教育の在り方、（２）これからの公立幼稚園教育の あり方について教育改革審議会より答申を得た。今 後、適正な学校規模を実施するにあたり、学校の統 廃合・校区再編等の審議が必要である。 令和5年度から令和6年度にかけて教育改革審議会を 開催し、学校適正規模化等について諮問を行う。		
			35	学力向上推進委員会運営 事業	学校教育課	市内の学力向上のため、年間4 回程度の開 催をしています。中学校単位で「生きる 力」として学力向上に向けた取り組みを 行っています。	学力向上推進者会開 催	4回	3回	4回	4回	児童生徒の「書く力」「読み取る力」を重点課題とし、 自分の考えや思いを相手に分かりやすく伝える ように書くこと、情報を読み取り自分の言葉で説明 ができることを検討していく。また考えるための 「シンキングツール」の活用についても検討してい		
			36	少人数指導と基礎学力の 向上に向けた取り組み推 進事業	学校教育課	学校において、少人数指導を実施し、子 どもたちが学ぶことの喜びや理解することの 達成感を体験し楽しく学ぶことができるよ う、環境を整えます。	「羽曳野市学力向上 スタンダード」の推 進達成割合	1	1	1	1	学力向上推進委員会を通して、学校への学力向上へ の取組み啓発を行っている。学校の好事例を共有し たり、「羽曳野市学力向上スタンダード」の再確認 を行うことにより、推進委員だけでなく、新任や他 市転勤の教員等含めすべての教員への周知徹底を行 う。		
			37	クラブ・部活動助成事業	学校教育課	児童・生徒の心身両面での健全育成をめざ す。 放課後、休日を利用して活動。スポーツや 文化活動において、児童・生徒が興味関心 を持つことができるクラブを設定し、学年 学級の枠を越えて、同じ目標に向かって努 力させる。	クラブ在籍人数 （市立学校のクラブ 在籍人数）	4,400人	4,350人	4,200人	4,170人	クラブ活動を通して自尊感情や自己肯定感の育成が できている。また、生徒指導面においても、生活規 律の確立や規範意識の醸成にも大きく成果を上げて いる。 様々な効果が見込まれるクラブ活動を安全に行うた めに、道具の点検や環境整備を定期的に行う。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
			38	ほっとスクール支援員事業	学校教育課	学力向上、支援教育充実、不登校・いじめ等防止等、今日的な教育課題解決の一助とする。 ①教育課程上の教育活動における学習支援、学習指導補助等 ②始業前の自主学習、放課後の自主学習等における学習指導補助等 ③特別な支援を必要とする児童・生徒への介助及び支援等 ④不登校傾向等生徒指導上の配慮を必要とする児童・生徒への相談活動、別室指導補助等	ほっとスクール支援員派遣回数 （1年間における市立学校に対し派遣した回数）	825回	515回	695回	657回	児童・生徒にとって、多様な体験の場が増え、学習に対する興味関心が高まる。また、教員にとって、支援員に学習や指導の補助をしてもらえることは、児童・生徒へ指導する時間を増やすことにつながっている。ただ、支援員となる学生の確保が近年困難になってきており、大学等と連携した仕組みの確立が課題である。 支援員の確保に向けて、大学への情報提供やインターンシップなどで学校へ来た学生をそのまま採用できるよう学校と連携したり、庁内関係部局とも連携したりして人材の確保に努める。		
			39	子ども読書活動推進事業	生涯学習課（図書館）	子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの健やかな成長に資することを目的とする。 資料の整備充実を図り、家庭・地域・学校が連携し市全体として取り組みを行う。また、子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、啓発・広報活動を行う。	児童書貸出冊数 （1年間に利用のあった児童書冊数（個人+団体））	320,000冊	264,299冊	320,000冊	284,511冊	子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないため、法律（「子どもの読書活動の推進に関する法律」）上事業の推進が義務付けられている。 なお子どもの読書量の減少が言われる中、全盛期には及ばないが、貸出実績は近年は回復傾向にある。これを継続・発展させるため、古市図書館をパイロット図書館とし、児童サービスの重点的な取り組みを継続し、また、小学校や幼稚園と連携した事業を行う。 新たに開始した電子図書館サービスと、子どもたちに支給されているタブレットを活用するなどして、子どもたちに少しでも読書の楽しさを知ってもらえる取り組みを行う。		
			40	小学校給食提供事業	食育・給食課	児童の心身の健全な発達と、食に関する正しい理解と適切な判断力を養成する。 日々の小学校及び義務教育学校前期課程の給食の提供において、市教育委員会や羽曳野市学校給食会での献立作成、物資購入、食物アレルギー対策に関する協議に基づき、安全で充実した給食の実施を図る。また、各学校での栄養教諭を中心とした児童や保護者への食育指導に取組む。	給食を原因とする健康被害の発生数 （給食への異物や予定しない食物アレルギー物質の混入、及び食中毒により健康被害が生じた喫食者の人数）	0人	0人	0人	0人	新給食センターの新築移転整備にかかる基本計画の策定を進める。整備に伴い、令和4年4月から老朽化した第1給食センターを休止し、8校約3,700食分の調理等を民間事業者に委託。民間調理場における調理方法等の指示や、市立学校園の食に関する取り組み支援を行うため、市費負担による栄養教諭を配置し、安全で安心な小学校給食の提供とさらなる食育の推進に取り組む。		
			41	保幼小中一貫教育推進事業	学校教育課	幼小中11か年に加え保育園での活動も関連付け、中学校区で「めざす子ども像」を共有し、教科学力・学びの基礎力等を関連付けながら、子ども一人ひとりの「生きる力」を育成することを目的とする。 全中学校区において、各中学校区の特性を活かした保幼小中一貫教育を推進する。また、横断的なモデルカリキュラムを作成し、校種間の段差等を軽減する。	連携会議開催数 （中学校区における一貫教育にかかる連携会議開催数）	12回	12回	12回	12回	平成23年度より取り組んできた幼小中一貫教育は、保育園を加えた15か年に拡大し、各中学校区における連携会議を基盤として全中学校区において推進している。その一環として、令和3年度、小学校・中学校とも新教科書となったことに伴い、「15か年モデルカリキュラム」の改訂作業を実施できた。 令和3年度から4年度前半にかけて改訂が成った「15か年モデルカリキュラム」を軸に、各教科指導をはじめ食育やその他の教育活動全般にわたって一貫教育の観点活用をすすめたい。		
			42	小規模校における外国語活動 合同開催事業	学校教育課	小規模校では取り組みが難しい、グループでの外国語を使ったコミュニケーション活動を実施します。	交流事業参加児童数 （1年間における交流事業参加児童数）	0	0	0	0	平成29年度から実施の事業であったが、本事業の目的である「対象の3校の児童に、外国語を使ったグループなどでのコミュニケーション活動等、小規模の学校生活では経験できない活動を実施し、大勢の集団生活の中で社会性を育む」ことができた。今後も、新学習指導要領にある外国語の目標にあげられている「コミュニケーションの素地・基礎が養える」ように継続的に取組みを進めていきたい。一方、令和2年度から5・6年生の外国語が教科化になるにともない、教科書内の各単元において様々な表現の方法を学び実践する課題に取り組んでいる。目標のうち「コミュニケーションの素地・基礎が養える」という点については自己表現の機会を教科指導内で確保することで達成できている。そのため、本事業は役割を終えたため、令和元年度で完了するものとした。		
(2)	魅力ある学校教育の推進		43	学校いじめ問題対策審議会 運営事務事業	学校教育課	いじめ防止等の有効な対策を検討するなど、専門的知見からの審議を行います。	羽曳野市いじめ問題対策審議会参加者数 （羽曳野市いじめ問題対策審議会 年間参加者総数）	7人	6人	7人	7人	羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会及び羽曳野市いじめ問題対策審議会規則により平成30年度より設置された。いじめ防止等の有効な対策を検討するなど専門的知見からの審議をおこなうことができている。 対応だけでなくとどまらず、未然防止の観点から助言をいただけるものとしていく。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
3 の び の び 育 ち 、 楽 し く 学 童 期 を 過 ご す こ と が で き る 環 境 づ く り			44	A L T を活用した外国語教	学校教育課	児童・生徒の言語や発音の向上や、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解を深める。 ・英語に慣れ親しむ場面での活用・英語の音声指導や英語表現の活用指導 ・外国の文化や行事、生活習慣、歴史等に関する活動	ALTの活動日数 （1年間における学校への訪問日数）	910回	880回	910回	870回	児童・生徒の国際性の育み・語学への興味づけに大きな成果が得られ貢献度が高い。ALT本人や家族の感染症の影響などから、予定していた授業を行うことができないこともあった。しかしながら、「聞く」「話す（やりとり）」の部分で、ネイティブの発音や、対話は欠かすことができず、必要不可欠な事業である。 一昨年度よりALTが1名増加し、現状6名のALT配置となったことで、中学校にはすべての学期に配置を行うことが可能になった。小学校への配置は学校規模や学期によって異なるが、平均して学期に7～8回程度の配置になっていたところが、10回程度に改善している。今後もグローバル化が進む中、子どもたちのネイティブに触れる機会を増やすことは必要だと思われる。		
			45	人権教育推進事業	学校教育課	各学校における人権に関する校内研修を充実させることで、子どもたちが安心して学校生活を送れる環境（人権が尊重された学校園づくり）をととのえる。 校内研修への講師招聘にあたり、謝礼の支援をする。	総会・専門部大会参加教職員数 （人権尊重の学校園づくりをめざす5月総会・2月専門部大会に参加する教職員数で看取る）	490人	-	-	-	誰もが安全・安心に暮らせる社会を実現させるためには、第一に子どもたちの人権が尊重される学校園づくりが不可欠であるが、本事業はその土台をかためる意味合いをもっているものである。具体的には日常的な教職員の研修を質的に維持する（外部講師を招聘する等）ことが、人権教育の推進に大きく寄与する。市内における人権を守る観点からも、今後も継続する必要がある事業である。 令和2年度・3年度については、新型コロナウイルス感染症により研修や総会・専門部会の実施が難しい状況であったが、人権が尊重された学校園づくりのために方法を工夫しながら実施していきたい。		
			46	携帯電話の利用制限	学校教育課	大阪府のガイドラインを精査し、全児童・生徒の校内への持ち込みの可否・学校での管理・保管方法、ルールの徹底等の課題を踏まえて効果的な携帯電話の利用方法を考えています。	評価になじまず（令和元年度内に検討し、市のガイドラインを策定したものであるため、活動指標を定めて定量的に検証するものではないため）	-	-	-	-	羽曳野市立学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインを特定し、全ての学校が同ガイドラインに基づいた対応を行っている。児童生徒の携帯電話の持ち込みを原則禁止とし、やむを得ない場合など、個別の事情は学校と協議の上、一部認めている。		
			47	総合教育会議関連事務事業	政策推進課	首長と教育委員会の間で十分な意思疎通が図られ、教育課題にともに取り組めるよう、重点的に講ずるべき施策等の協議・調整を行います。	会議の開催回数 （会議における協議・調整によって意思疎通を図り、教育行政の課題や方向性などの共有を図る）	3回	3回	1回	1回	総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場として設置することが義務付けられており、首長と教育委員会の両者が教育政策の方向性や課題を共有し、一致して執行にあたることに貢献しているものと考えている。 教育行政における重点施策の協議その他必要な場合に会議を開催し、さらなる連携を図るとともに、教育施策の効果的な推進に向け、協議・調整を行っていく。		
			48	教育相談事業	学校教育課	学校教育活動等における児童及び生徒が有する諸課題に対応するため、専門的な知識を有する者を相談員として設置し、保護者や教職員に対してカウンセリング等を実施する ①幼児、児童、生徒の保護者に対し、来室または電話による教育相談に応じる ②教職員に対し、来室または電話による教育相談に応じる	教育相談における相談人数 （1年間における相談を受けた人数）	220人	141人	220人	155人	近年、児童生徒の抱える悩みや課題も多様化、深刻化してきている児童生徒や保護者の悩みに対し、きめ細かな支援を行うことができている。臨床心理士の視点からの相談活用を充実させていくことは、市立学校に通う児童生徒のよりよい発達にとっても重要である。 市立学校と連携し、継続して学校だけで抱えきれない児童生徒や保護者への支援をより広げていく。		
			49	環境教育推進事業	環境保全課	環境教育の一環として、エネルギーと環境との関わりを考える授業や、水生生物とのふれあいを通し、環境について関心を喚起し美化の推進につなげる。 関西電力㈱協力による「環境教育授業」（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）、大阪府石川河川公園との共催事業の「水辺の観察会」	参加者数 （環境教育の参加人数）	0人	0人	30人	31人	環境保全への意欲の増進を目的とした環境教育の取り組みとして、感性の豊かな年代である小学生と家族を対象とした「水辺の観察会」を実施し、子どもたちの未来に向かって「環境」を身近に感じ、意識付けになることを目的としているので、事業の継続が望ましい。 小学生の関心を引く取り組みについて大阪府と協議し改善していく。		
			50	教職員研修事務事業	学校教育課	学校職員の資質を向上させることにより、子ども・地域にとってよりよい学校にする。 大学の先生をはじめ、その道の専門の先生方を招へいして研修を実施する。	受講者数単 （研修に参加したのべ人数）	1,200人	1,140人	1,350人	1,320人	教職員のスキルの向上と同時に、小学校では令和2年度、中学校においては令和3年度からはじまった新学習指導要領実施にともない、小学校英語の教科化や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、また1人1台タブレットを用いた学習の方法等、新たな知識・技能も身につけていかなければいけない。不易な研修と同時にタイムリーな研修をより実施していく。 令和4年度以後も、最新の教育情報をいち早くキャッチし、最新の教育を羽曳野市で行っていけるよう、研修に取り入れていく。また、不易な内容がマンネリ化しないようまた、教職員の知識・技能の向上につながるよう今後も研修内容を検討していく。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
	(3)	信頼される学校づくり	51	教育指導専門員事業	学校教育課	教職員の日々の授業の質を高め、指導力を向上させることにより、子ども・地域にとってよりよい学校にする。 教育指導専門員を配置し、法定の初任者研修における研究授業にかかる指導等の指導助言を補助的に実施するもの。	初任者研修にかかる派遣回数 (1年間における市立学校への派遣回数(延べ))	105回	89回	210回	210回	本事業は、法定の初任者研修、2年目研修を基本とし、授業力向上・子どもとの関係づくりや生徒指導等、教員の資質向上に関する研修を行い、教員の指導力向上に寄与している。コロナウイルス感染症の感染状況により、回数はあまり増加していないが、今後も新学習指導要領に対する教育課程にかかる研修等も必要になることが見込まれ、本事業は継続して実施していく必要がある。 法定の研修ならびに、定期的な訪問指導が、教員の指導力向上に寄与している。経験年数の多い教員が校内に多くない現状と、今後経験年数の少ない教員が増えていくことを考えると本事業は継続実施が必要と思われる。		
			52	教職員の英語サポート事業	学校教育課	小学校・義務教育学校における英語教科化に向け、英語教育指導専門員を派遣し、教職員に対して指導・助言等を行います。	英語教育指導専門員が指導した教員数 (1年間における専門員が指導した教育数)	0	0	0	0	小学校の教育課程での英語教科化に向け、教職員の外国語授業への指導等行うためにより新しい専門的知識とそれを実現するスキルが必要になる。そこで、元年度は「ALTと指導専門員による教職員に対する英語実践研修」を実施し、教員の指導力向上に寄与することができた。令和2年度までで3年間の事業を終え、教職員の外国語授業への指導についても、一定程度の知識とスキルが備わってきたものと考えられる。そのため、本事業は役割を終えたため、令和2年度で完了するものとした。		
	(4)	情報教育の充実	53	学校ICT環境整備事業	教育政策課	ICT教育環境の充実を図り、児童及び生徒のICT活用能力を高める。 国の促進事業に基づきICT教育の環境整備を図る。※ICT(情報コミュニケーション技術)教育とは、情報技術を用いて、学習者に新しいコミュニケーション環境を提供しようとする教育をいう。	児童生徒向けのパソコン整備割合	100%	100%	100%	100%	文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想における「児童生徒向けの1人1台端末整備」及び「高速大容量の通信ネットワーク整備」については、令和3年3月末を以って整備が完了した。 今後は、導入したICT機器の活用や更新等について、学校現場や学校教育課と協議をし、更なるICT教育環境の充実を図るべく検討していく。 ICT教育環境の向上に必要である機器や研修等について、学校教育課及び学校現場と協議を行い、整備を行う。		
			54	情報リテラシー教育	学校教育課	情報リテラシーや情報モラルに関する広い見識と判断能力、確かな倫理観の習得に向け、子どもたちに情報教育を進めます。	ICT活用教育担当者会議の開催	3回	3回	3回	3回	GIGA構想に伴い、市内で統一した体系表を策定し、体系表による指導事例を集め子どもたちの情報活用能力及び情報モラルの育成を図る。 タブレット端末を学習のために効果的に利活用するための方策について、各校の学力向上推進担当を交えた研修を実施していく。		
	(5)	放課後活動への支援	55	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	次世代育成課	就労や疾病等により保護者が放課後家庭にいない児童に対して放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を開催しています。児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた児童の健全育成を目的に実施しています。	留守家庭児童会入会希望者受入率 (年度当初の希望者を受け入れた割合(%))	100%	100%	100%	100%	留守家庭児童会の利用者数は、少子化で児童数が減っているなかでも伸びており、市民ニーズの高い事業と考えている。本年度も教室数及び職員数を増やし待機児童を出さずに受け入れできる態勢を整えたが、複数の教室で職員が足りず、日々雇用の会計年度任用職員で職員数を補っている状態である。また、いくつかの学校において空き教室がなかったため、学童の専用教室が準備することができず、幼稚園や学校との併用教室として使用している状態である。今後も待機児童を出さずに全員を受け入れできる態勢を確保することが最重要課題である。		
			56	留守家庭児童会運営支援事業	次世代育成課	次世代育成課職員が中心となり有償ボランティアの退職教員スタッフ(3名)と学童職員の求めに応じた助言・援助を目的として教室運営の支援行っています。基本的には退職教員は毎週、次世代育成課職員は月2回児童会への訪問を実施しています。	学習支援の満足度 (本事業について「良い取り組みだと思う」と答えた保護者の割合) ↓ (R3年度)支援を行った回数	336回	336回	240回	240回	今後も引き続き学童職員の求めに応じた助言・援助を目的として教室の運営支援も同時に行っていく。また、自発的な学習習慣を定着させることを目的として、放課後児童クラブの各教室において、学校の宿題のチェックや質問への対応等、児童への学習支援を行っていく。		
			57	放課後子ども教室事業	次世代育成課	市内13小学校1義務教育学校区で、放課後等に学校の施設を利用してスポーツ、文化活動、様々な遊びや地域ボランティアとの交流等を実施しています。	児童の参加人数 (1年間で参加した児童の延べ人数)	80人	76人	1,500人	1,879人	令和4年度は新型コロナウイルス感染症を講じながら、10校区で開催することが出来た。今後も地域と共同しながら、子どもたちの多様な活動の場を確保し、実施ができていなかった校区についても活動再開に向けて、地域と協議を行っていく。	○	

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
	(6)	子どもの活動機 会の充実	58	各種教室等開催 （青少年センター）事業	次世代育成課	学校教育だけでは学ぶことが難しい伝統文化や実技を学び、体験できる場を提供し、伝統文化や実技への関心や興味、学ぶ楽しさを育む。 定期教室（子どもアート、将棋、書道、水彩画）、体験教室（お琴）、夏休み・春休み短期教室の開催。	各種教室の参加延べ人数	1,485人	1,061人	1,485人	950人	・受益者負担（受講料）については、かなり安価に設定されているが教室の意義が受講者の技術向上だけに留まるのではなく、市の施策である文化芸術の推進に寄与していることを考慮すれば妥当と考える。 ・受講者や講師、運営する職員について、新型コロナ対策感染症対策の徹底が必要。 ・教室内容が定例化しているため、新たな内容の教室も検討する必要がある。		
			59	白鳥児童館運営事務事業	次世代育成課	子どもに健全な遊びを与えるとともに、地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。 子育て親子の交流の場の提供、交流の促進、子育て相談等の子育て支援事業。主に小学生を対象にした遊びの場の提供、遊びの指導、工作や体験型教室の開催。地域との連携・交流を深めるイベントの実施。留守家庭児童会白鳥教室の施設提供。	1年間に施設を利用した人数	7,000人	5,230人	7,000人	6,783人	児童の利用は校区内である白鳥小学校の児童に限られるため、以前より市内全域からの利用者を増やすことを目標として、就学前の親子の利用の充実に努めてきた。その結果、平成29年度から子ども・子育て支援交付金を受けて、月曜から金曜日の午前中の事業を地域子育て支援拠点事業として、利用対象者を乳幼児の親子にまで拡大して実施した。 今後も地域の子どもの健全育成と子育て支援及び居場所づくりとして継続していくとともに、高学年の児童の利用数を増やすことが課題である。児童館の規模が小さく施設面でも難しい面もあるが、興味のある遊び等を提供できるよう、事業の充実に努めていきたい。		
			60	青少年児童センター運営事務事業	次世代育成課	青少年の放課後や土曜日、夏休み期間等の安心・安全な居場所づくりの実施。 ＊小学生を中心に各種教室を実施し様々な知識・技術等を習得、体験し生涯学習への関心を高める。 ＊体育館・運動広場・教室等の施設を貸し出すことにより自主活動の場を提供する。 日～土(年末・年始除く)の午前9時から午後9時30分まで開館。 ＊土曜日教室（文化、サッカー、おもしろ）・子育て支援(親子、小学生体操教室)・中学生学力向上教室・夏休みを中心としたこども教室の実施。館内の教室、体育館、運動広場等の施設貸出（無料）	施設利用者数 （1年間で、一般開放利用等も含め当センターを利用した人数）	30,000人	28,373人	30,000人	30,676人	青少年児童が安全かつ安心して過ごせる場を提供するよう努め、児童を対象とした各種文化教室・サッカー教室等を軸に様々な活動を通して「集い・遊び・学び」の機能を充実させることにより、青少年児童の健全育成に取り組んでいる。また、親子のふれあいの場として体操教室などを実施することで、子育て世代のコミュニティ活動促進にも取り組んでいる。 一般開放及び貸館事業などにより、さらに幅広い年代の方々が利用し活動することができる「場」を継続して積極的に提供することで、世代間のコミュニケーションの促進にも努めていく。		
			61	ふれあい広場関連事務事業	次世代育成課	駒ヶ谷の豊かな自然を享受できる環境で、野外活動を行える場所を提供することで青少年の体験活動の充実を図る。 グレーブヒルスポーツ公園野外活動広場（ふれあい広場）の運営及び親子ふれあいサマーイベントの開催。	利用人数 （1年間のふれあい広場の利用人数）	2,500人	0人	2,500人	2,381人	令和3年度は緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等が継続的に発令されていたことより、キャンプ場を閉鎖していた。そのため実績が0となっている。令和4年度より発令は解除になっているため、徐々に利用人数は増加している。		
			62	はびきの夏スタ！事業	政策推進課	各小学校高学年を対象に、夏休み期間中の各小学校において、自学自習とレクリエーションの機会を提供しています。	事業に対する満足度 （「事業に参加してよかった」と回答した参加者（保護者）の割合）	-	-	-	-	夏休みの課外活動の場として、児童や保護者からは好評を得ている事業であったが、夏休みの学習習慣の定着という当初の目的は一定達成されており、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することもふまえて今後の事業の方向性について検討した結果、令和2年度をもって事業を廃止した。		
	(1)	一人ひとりの思考力・判断力・表現力の育成	63	はびきの中学生study-O事業	政策推進課	学力向上とともに居場所づくりを図る。 学校外の自学自習の場を提供し、市職員およびボランティアスタッフのサポートにより、自学自習する力を伸ばす。	満足度 （1回以上参加した生徒に対するアンケート調査の満足度）	90%	72%	80%	67%	所得格差と学力格差の関連性が問題視される中、無料で参加できる自学自習の場を提供することは、一定の市民ニーズに応えられているものと考ええる。 一方で、令和4年度の参加者は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した令和3年度よりもさらに減少した。 参加者が減少している状況や社会情勢を踏まえ、今後の事業のあり方を検討する。	○	
			64	小・中学生スポーツクラブ活動事業	政策推進課	市職員が小・中学校のクラブ活動にない女子サッカーや硬式テニスを指導し、運動の機会と場所を提供することで、児童・生徒の健康づくり・居場所づくりの促進を図っています。	登録者数	100人	77人	-	-	サッカー教室やテニスクールは民間事業者においても実施されており、また、参加者（登録者）も年々減少傾向にあるため、事業の見直した結果、令和3年度をもって事業を廃止した。	○	子育て支援関連事業

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
4 希望に満ちた思春期を過ごすことができる環境づくり	(2)	豊かな心を育む教育の育成	65	育児等教育・相談事業【再掲】	こども家庭支援課	妊娠・出産から育児に関するさまざまな知識の普及と、育児などに関する不安の軽減をはかり、健やかに育児がおこなえるようになる。また中学校にて思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝える。 マタニティスクールの実施や4か月健診、子育てサロンなどでの育児に関する教室の実施。市内6か所の中学校で思春期教育を実施。	育児等教育の参加者数 (1年間で実施した育児等教育に参加し、育児に関する知識が増し不安が軽減する)	2,500人	2,133人	2,500人	2,422人	マタニティスクールでは妊婦・夫（パートナー）からの需要が高く親準備として事業効果を感じている。 令和5年度よりマタニティ交流会事業を開始。 地域での子育てサロンは、自宅近くで気軽に相談できる場所や、友人作り・教育相談の場として活用している。 妊娠期から孤立、虐待予防を含めた包括的な子育て支援を行う目的で、内容の検討を重ね、参加者の満足度を向上させていきたい。 子育てサロン、出向教育や思春期教育については、広く知識の普及啓発、各種サービスの情報提供を継続実施していく。		
	(3)	心と身体の健康づくりの支援	66	中学校給食提供事業	食育・給食課	適切な栄養の摂取による心身の発達、健康の保持増進のために、お弁当を持参しない生徒に栄養バランスを考えた食事を提供する。生徒に「食」の正しい知識を習得させ、適切な判断能力を養う。 保護者（生徒）がスマートフォンから予約システムにアクセスし、給食を利用する日を選んで申込む「選択制」給食。給食の提供は、民間調理場活用のデリバリー方式で実施。	栄養バランスのとれた給食の提供数	51,000食	83,311食	51,000食	74,394食	中学校給食は、安全面、衛生面及び栄養価に配慮された昼食のひとつの選択肢として定着している。また、中学校給食を身近に感じてもらえるよう取り組んでいる。令和4年度は、多子世帯への学校給食費助成事業を実施したが、令和3年度の利用者全員を対象とした半額化事業が終了したことなどに伴い、実績は下回っている。今後は全員給食の実施に向けた検討を進めながら、引き続き「食の大切さ」への関心、「食」の正しい理解の促進を図るとともに栄養バランスのとれた安心・安全な給食の提供を行う。		
			67	不登校児童生徒適応指導事業	学校教育課	不登校児童・生徒の学校復帰をめざし、小集団活動を通じて、集団への適応力を育成する。 ①学校と連携した学習支援 ②料理やスポーツ、野外活動などの体験活動 ③本人・保護者との相談活動	適応指導教室入所者数 (1年間における小中学校からの入所者数合計)	30人	30人	40人	40人	様々な事情により、学校に登校しにくい児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立に向けてのほたらきかけができています。 相談件数も多く、教育研究所の存在について知ることや安心する児童生徒や保護者もあり、現在の体制維持は必須である。 不登校理由が多様化している。家庭環境や本人の特性によるところもあり、教育相談事業やSSW配置事業等との連携によるアセスメント、支援により力を入れていく必要がある。		
	(4)	相談体制の充実	68	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	臨床心理の専門家や経験を有するカウンセラーを各中学校・義務教育学校に配置して相談体制を整え、また、教職員へのコンサルテーションにより、いじめや不登校等の未然防止・早期対応に取り組んでいます。	相談人数（児童生徒・保護者・教員）	258日	258日	258日	258日	児童生徒、保護者のニーズも高まり相談件数は増加している。 いじめ、不登校、問題行動等、多様な課題に対応するため、いっそうの支援の充実が求められる。		
過 ご す こ と 未 来 に 向 け て 環 境 づ く り	(1)	就労への支援	69	地域就労支援事業	経済労働課	働く意欲がありながら障害や様々な要因で就労に結びつかない方を就労困難者と定義し、それら就労困難者が必要な支援を受けることができる環境整備として、市内に2カ所の羽曳野市地域就労支援センターを設置し、地域就労支援コーディネーターが個別的、継続的な就労支援を行っている。 併せて、月に1度、市役所において、障害のある就労困難者に特化した相談窓口として障害者雇用相談を実施している。	適正に処理した件数 (地域就労相談件数のうち、就労に至った又は専門機関に案内した等の適正に処理した件数)	40件	45件	40件	21件	地域就労支援事業は他の就労困難者への支援制度とは違い、対象者を限定することなく自治体の裁量によって就労支援を実施可能な点が特徴である。本市においては、羽曳野市地域就労支援センターにおける地域就労支援コーディネーターによる相談支援を中心として、働く意欲のある市民に対し地域に密着した丁寧な就労支援の実施を図っている。一方で、福祉・教育などの関係各課・関連団体との連携した包括的な支援については今後の課題と考えており、前述の他の就労困難者への支援制度「生活困窮者自立支援制度」や「生活保護受給者等就労自立促進制度」等の関連領域の整理についても今後検討を要するものと考えている。		
			70	進学準備給付金事業	生活福祉課	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、その費用の一部（一時金）を支給しています。	進学準備金の支給件数 (生活保護受給世帯の子どもの自立を助長するために給付した件数)	7件	7件	13件	13件	生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部が、平成30年6月8日から施行され開始した事業である。生活保護世帯の子どもの大学等進学率を上げて、貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するため、引き続き事務を執行していく。		
	(2)	体験活動の推進	71	ボランティアセンター事業	社会福祉協議会	夏休みのボランティア体験プログラムとして、施設や各団体が行うサマーキャンプや夏祭りといったイベント等に参加できるプログラムを用意しています。	1年間の参加者数	10人	2人	10人	11人	新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したため、参加者団体、受け入れ施設に広く周知したい。今後、ウィズコロナ生活の中でボランティア活動を支え、魅力的なプログラム作りを検討していきたい。		
	(3)	困難を有する若者への支援	72	児童養護施設退所児童進学応援事業	こども政策課	児童養護施設退所児童の進学に係る奨学金を支給することにより、修学意欲の向上を図り、社会的自立を支援する。 市内の各児童養護施設から各年度ごとに各1名を選考して、大学等の修業年限を限度として返済義務のない奨学金月額5万円を支給する。	児童養護施設退所児童の進学者への奨学金支給金額	2,400,000円	2,400,000円	1,200,000円	1,200,000円	ダルビッシュ有子ども福祉基金を有効に活用し、児童養護施設退所児童に対し奨学金支給を行った。	○	

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
6 — 人 ひ と	(1)	発達に不安のある家庭への支援	73	ペアレント・サポート事業	障害福祉課	子育てに不安を抱える保護者の支援 府から自ら発達障害児を持つ保護者である ペアレント・メンターの派遣を受け、体験 談等を聞く講演会を開催するペアレント・ メンター事業を行った。また、保護者向け のグループ型支援プログラムであるペアレ ントプログラム事業を行うことができるよ う、府が行うペアレントプログラム研修へ 職員が参加した。	研修参加人数 (ペアレントプログラ ム実践研修への参加)	0人	0人	0人	0人	令和元年度より開始した発達障害児のペアレントサ ポート事業を推進するにあたり、さまざまな施策を 今後実践していく必要がある。	○	
			74	日中一時支援事業	障害福祉課	障害者等の日中における活動の場を確保 し、障害者等の家族の就労支援及び障害者 等を日常的に介護している家族の一時的な 休息を図る。 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設 等において、障害者等に活動の場を提供 し、見守り、社会に適応するための日常的 な訓練等の支援を行う。	事業を利用した延べ回	64回	1回	64回	0回	障害者等の家族のレスパイトの場として今後も必要 である。本事業の実施事業所が充足していないこと もあり、地域生活支援事業の一つの移動支援事業が 家族のレスパイトを担っている部分もある。		
			75	障害・難病等の療育シス テム推進事業	こども家庭支援課	医療機関や転入前市から依頼のあった乳幼 児や、各乳幼児健診で「難病・小児慢性特 定疾患」のある子どもや難病のある母で、 支援の必要がある場合、藤井寺保健所と連 携を図りながら療育相談や訪問、医療機関 との連携を実施しています。	相談・依頼のあった 乳幼児の連携（連携 件数）	計画量を設定 することが困 難なため、記 載しておりま せん。	4	計画量を設定 することが困 難なため、記 載しておりま せん。	2	令和4年度の連携は母の疾患により、出産や育児のサ ポートが必要な状況があった。 これからも引き続き、こどものみならず、必要時母 の疾患も含めて、藤井寺保健所と連携を図りながら 療育相談や訪問、医療機関との連携を実施してい く。		
			76	障害児通所支援等給付事 務事業	障害福祉課	養育や訓練等が必要な児童に対して、日常 生活の基本的動作の指導や知識・技能の提 供、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援や放課後等デイサービス等を 行う事業所への通所を支援し、児童の適切 な発育を援助します。	一人当たり利用量 (延べ利用量÷延べ 利用者数)	13日	14日	13日	12日	児童福祉法に基づく事業で今後も継続していく。あ わせて、常に適正に事業が実施されているかの検証 が必要である。なお、令和4年度より市民の利便性 や事務の効率性を考慮し、支給申請受付から給付ま での手続きを障害福祉課において行っている。		
			77	障害者虐待対応事務事業	障害福祉課	「養護者」「障害者福祉施設従事者」「使 用者」による虐待から障害者の尊厳を守 り、虐待防止を図ることで障害者の自立と 社会参加を促していく。 虐待の早期発見、発見した際の早期対応及 び虐待を未然に防ぐための積極的なアプ ローチを行う。緊急一時保護のため、施設 の一室を4市で共同確保（委託事業）。	虐待認定件数 (虐待通報により虐 待対応を必要とした 件数)	5件	2件	5件	3件	障害者虐待防止に関する啓発事業を今後も活発に実 施し、虐待を未然に防ぐためにも関係機関が連携 し、障害者やその家族への関わりを重層化する必要 がある。また、虐待対応で分離保護する場合がある が、障害特性もあり、入所施設自体が少ないため、 非常に措置発動しにくい現状である。やむを得ない 措置を図るためにも、入所できる障害施設だけでな く、介護施設とも協力体制の構築を検討していく必 要がある。		
			78	肢体不自由児療育支援事 業	学校教育課	市内在住の肢体不自由児をはじめ、障がい のある児童・生徒に対して、円滑な就学と 教育の実施に努め、教育の機会均等を図 る。 西浦小学校、峰塚中学校をセンター校と位 置付け介助員を配置する。週1回、機能訓 練士を派遣する。児童・生徒の登下校時の スクールバスを運行する。市内支援学級の 交流行事の充実を図る。	延介助時間数 (バス介助を除く、 生活介助及び学習支 援にかかる延べ時 間)	9,800時間	9,318時間	14,540時間	12,043時間	肢体不自由児や医療的ケアの必要な児童・生徒に対 して教育の機会均等を図るために必要不可欠な事業 である。事業の進行管理に努めるとともに、支援の 充実を図っていく。 児童生徒の必要な支援ニーズを的確に把握し、学校 との連携を密にして、児童生徒が安心して通うこと のできるよう支援の充実を図っていきたい。		
			79	南河内圏域障害児（者） 歯科診療事業	健康増進課	南河内圏域における障害児（者）の歯科診 療体制を確保する。 毎週木曜日（祝日・年末年始除く）午後1 時～午後5時 河内長野市立休日急病診療 所にて実施（予約制）。地域の歯科診療所 において診療が困難な方への歯科診療や口 腔衛生指導などを行う。（南河内6市2町 1村による協同事業）	障がい者（児）歯科 診療の患者数 (羽曳野市民で当該 診療所を受診した患 者数：初診・再診の 延べ人数)	70人	54人	70人	60人	施設面等で地域の歯科受診が困難な障がい者（児） 歯科診療の口腔衛生が守られているため、今後も継 続が必要である。 今後も歯科医師会の協力のもと事業を進めていき たいと思います		
			80	発達に障害のある児童の 居場所づくり事業	次世代育成課	支援が必要な児童やその保護者が、悩みを 抱えてしまうことで孤立や虐待につなが らないよう支援を行う。留守家庭児童会職員 が、支援の必要な児童への関わり方を学ぶ ことができるようにする。 相談窓口の開設。児童センター研徳田の ホール開放による居場所づくり。留守家庭 児童会職員向けの研修会の実施。保護者が 社会性を育む子育ての仕方を学ぶ研修会、 講演会。	支援が必要な児童の 保護者への相談支援 (児童センター研徳 田にて開設している 相談窓口、学童保 育、ホール開放にお いて相談支援を行っ た保護者の延べ人 数)	700人	845人	700人	640人	市が運営する児童館では、障がいについての専門知 識を有するスタッフを確保していないため、支援が 必要な児童が遊んだり、保護者が気軽に相談でき る窓口が開かれていない。そのため委託先である四 天王寺慈悲田院児童センター研徳田では、支援が 必要な児童の居場所や保護者が気軽に相談でき る場所として、市民が利用できる環境を整えている。 また、相談支援や研修等も行っており、留守家庭 児童会職員も参加している。実践方法を学ぶこと で、いじめや虐待発生の再発防止策に役立ってい る。支援が必要な児童や保護者を支える場所があ ることは非常に重要であり、今後も継続していく 必要がある。 専門知識を有するスタッフが留守家庭児童会へ赴 き、支援が必要な児童への対応方法等を、実地研 修により直接羽曳野市留守家庭児童会職員へアド バイスするなど成果向上に努めていきたい。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
りの 子 ど も の 育 ち を 守 る 環 境 づ く り			81	障害者相談支援事業	障害福祉課	障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るようにする。 障害者、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な支援情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行う。それにより障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るようにする。相談業務を障害種別ごとに市内の社会福祉法人等に委託している。	相談支援事業所における相談件数の合計	2,700件	887件	900件	860人	平成22年度から市内4ヶ所の相談支援事業所に事業委託を行なっている。機能の充実強化が望まれる中で、制度改革に伴い相談支援事業所を統括する基幹相談支援センターの設置が本市第4期障害者計画に盛り込まれた。効果的な委託事業実施や運営支援等も期待され、基幹相談支援センターの設置が課題である。		
			82	家庭児童相談事業	こども家庭支援課	安心して産み育てられるように、子どもの成長や育児等について、相談を行います。	家庭児童相談対応件数 (相談があった際対応した件数)	計画量を設定することが困難なため、記載しておりません。	1,182	計画量を設定することが困難なため、記載しておりません。	431	令和4年度よりこども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待を含めた相談支援を強化・拡充した。令和6年度からの市町村版こども家庭支援センターの設置に向け準備を進めていく必要がある。 (注) 令和4年度より家庭児童相談システムを導入したことにより統計データの取扱いが変更になっているため、令和4年度は相談実件数を計上していません。		
			83	特別支援教育推進事業	学校教育課	当該の児童・生徒に対して適切な教育（支援教育）を行う。 各学校に支援教育支援員を配置する。支援教育支援員は、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、生活支援、行動支援、学習支援等を行う。	支援教育支援員活動状況実績 (1年間における市立学校に対し活動した回数)	4,000回	3,936回	3,329回	3,285回	羽曳野市立学校での支援学級在籍児童生徒や支援を必要とする通常学級在籍児童生徒の増加が顕著であり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切できめ細かな支援を行ううえで必要不可欠の事業である。文部科学省の通知により、これまで支援学級に在籍していた児童生徒が通常学級に在籍を移すことが考えられるため、通常学級内での合理的配慮の提供の一層の充実が必要である。 支援学級在籍児童生徒だけでなく通常学級在籍児童生徒に対して教育的ニーズを的確に把握し、必要な支援をおこなうことで、「ともに学び・育つ」という共生社会の実現をめざしていく。また、通常の学級に在籍はしているが何らかの障がいを抱える児童生徒に対する合理的配慮の提供を重視していく。		
			84	障害者雇用フォーラム開催事業	経済労働課	障害者雇用を促進するため、地域の事業所等に障害者雇用に関する理解と認識を広めるために実施している。 実施に際しては南河内北障害者・生活支援センターと共催とし、同センターの園城3市（羽曳野市、松原市、藤井寺市）の持ち回りでを行っている。	参加者の満足度 (障害者雇用の促進につながっているアンケートで「非常に良かった」「良かった」回答割合)	80%	75.0%	80%	90%	アンケート結果などからフォーラムに参加された事業所等の障害者雇用に関する理解が広まっていることは確認できている。一方で障害者雇用率制度に基づく法定雇用率を達成している企業は大阪府下においては半数以下にとどまっていることから、今後も地域の事業所に対して積極的に障害者雇用について周知していく必要があると考えており、フォーラムの新規参加者の拡充が今後の課題であると考えている。		
			85	福祉手当給付事務事業	障害福祉課	重度の障害者や障害児に対して手当の支給を行います。	延受給者数 (特別な負担の軽減を図った重度の障害者)	2,580人	2,414人	2,640人	2,545人	障害者の所得保障の一環として障害者の自立生活の基盤を確立するため、国により創設された制度であり、在宅の重度障害者に対し、その特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、福祉の増進が図られている。法定受託事務として、今後も大阪府の指導のもと、事務を適正に執り行っていく。		
			86	特別児童扶養手当給付事務事業	こども政策課	政令で規定する障害の状態にある20歳未満の児童を監護または養育者に給付を行います。	進達率 (申請書等を大阪府に適正に進達できているか)	100%	100%	100%	100%	障がいの状態にある児童を養育する父母等に対し手当を支給することで、福祉の増進に寄与しており、障害福祉関係課との連携をより密にし、申請漏れのないよう引き続き適正な事務執行を行う。		
			87	重度障害者医療費助成事業	保険年金課	身体障害者手帳1・2級保持者、重度の知的障害者等に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び生活安定を寄与し、対象者の福祉の増進を図る。 身体障害者手帳1・2級保持者、重度の知的障害者等について、入・通院の医療費の健康保険の自己負担額の一部を助成する。	助成を必要とする対象者に対する助成の割合 (助成を必要とする者に対して、医療費の一部の助成を行った割合（精神的、経済的な負担の軽減につながった対象者の割合）)	100%	100%	100%	100%	平成30年4月から精神障害者・難病患者へ対象が拡充され、老人医療費助成事業の対象であった65歳以上の重度障害者及び知的障害者は、重度障害者医療費助成事業に一本化された。令和3年4月からは、大阪府の制度改革により精神病床への入院が助成対象となっている。 国・大阪府の動向を見ながら、引き続き公正に審査し、適正に事務手続きを行う。		
	(2)	子育て世帯への生活支援	88	児童手当給付事務事業	こども政策課	児童の健やかな成長と家庭等における生活の安定のため、中学校修了前の児童を対象に、「児童手当」を支給しています。	受給率 (申請者のうち受給資格のある方に対する受給割合)	100%	100%	100%	100%	法令で支給が定められており、今後も受給漏れがないよう制度について周知を図り、受給率100%を継続していく。		
			89	子ども医療費助成事業	保険年金課	医療費を助成することにより、保護者の精神的、経済的な負担を軽減し、対象者の疾病の際の受診を促し、健全な育成と福祉の向上を図る。 本市に居住地を有する0歳から18歳到達年度末までの子どもについて、入・通院の医療費の健康保険の自己負担額の一部を助成する。	助成を必要とする対象者に対する助成の割合 (助成を必要とする者に対して、医療費の一部の助成を行った割合（精神的、経済的な負担の軽減につながった対象者の割合）)	100%	100%	100%	100%	所得制限なく対象年齢を18歳到達年度末までの子どもの医療費を助成することは子育て世帯の支援として有効である。 また、出生・転入等の担当課との連携により助成対象者の把握や助成事業の周知に努めている。 国・大阪府の動向を見ながら、引き続き公正に審査し、適正に事務手続きを行う。 国に対しては、乳幼児医療(子ども医療)の制度創設を要望し、大阪府に対しては、乳幼児医療(子ども医療)費助成事業補助金の助成範囲について、所得制限を撤廃した上で、義務教育終了(中学校修了前)までの子に拡充するよう要望している。	子育て支援関連事業	

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
7	(1)	児童虐待防止対策の充実	90	要保護児童対策地域協議会事業	こども家庭支援課	虐待の恐れのある家庭に対して子どもを守る地域ネットワークであり、子ども家庭センターや警察、保育所、保健所、法務局等の関係機関が連携しながら、個別ケース検討会議等を開催し、情報共有を図っています。	虐待通告件数	計画量を設定することが困難なため、記載しておりません。	88	計画量を設定することが困難なため、記載しておりません。	159	令和4年度は虐待通告件数が増加した。特に連携を強化した教育委員会や学校からの通告件数が増えている。 今後はこども家庭センターの設置に向け、職員の虐待対応力の強化が求められる。 (注) 要保護児童対策地域協議会の活動実績を示す指標を「虐待通告件数」へ変更しています。		
			91	虐待防止のための啓発活動推進事業	こども家庭支援課	11月にオレンジリボンキャンペーンとして児童虐待防止の活動のチラシ等を配布し、啓発活動を行っています。	啓発実施の有無	有	11月に実施。ポスターの掲示及びチラシの配架	有	11月に実施。ポスターの掲示及びチラシの配架	コロナ禍で駅までのチラシ配布等ができないなど活動が制限された。 令和5年度は該当啓発を再開する予定。		
			92	ひとり親家庭等に対する相談体制事業	こども政策課	ひとり親家庭等に対し、今後の生活や制度について相談を受け、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりができるようサポートします。	ひとり親からの相談件数	100件	97件	100件	108件	引き続きひとり親家庭等に対して、きめ細やかな相談体制と取る。		
			93	児童扶養手当給付事業	こども政策課	ひとり親家庭の児童を監護している母親・父親または両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に対し、所得に応じた手当（月額）を支給します。	受給率 （申請者のうち受給資格のある方に対する受給割合）	100%	100%	100%	100%	法令で支給が定められており、今後も、離婚届提出時、転入転出時等、市民課他関係課との連携を密にし、適正な支給を図り、受給率100%を継続していく。		
			94	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	こども政策課	ひとり親家庭の自立の促進を図る。 母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け（大阪府へ進達）や就労に関する相談業務等を行い、就業支援事業として高等職業訓練促進給付金事業等を実施している。	母子家庭等対策総合事業受給率 （申請者のうち受給資格のある方に対する受給割合）	100%	100%	100%	100%	自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施することにより、ひとり親家庭の自立の促進が図られた。児童扶養手当申請時や現況届提出時等においては事業の周知を図り、適切な周知を行う。 令和4年10月からひとり親のための養育費確保支援事業として、児童を養育するひとり親に対し養育費が確実に受け取れるよう「養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業」及び「養育費の保証促進補助金事業」を開始。継続した養育費の履行確保を図り、養育費を確実に受領させ、ひとり親家庭の困窮化を防止するため事業の拡充を図る。		
			95	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	こども政策課	高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。	高等学校卒業程度認定試験合格者数	1件	0件	1件	0件	令和4年度より制度が拡充されていることから相談時等において周知をはかる。		
			96	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	こども政策課	ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方（配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方）の経済的自立を図るために必要な資金（お子さんの進学、親自身の技能習得や転宅等）の貸付を行います。	貸付人数	5件	5件	5件	5件	令和2年度より、高等教育の無償化の制度が大幅に拡充され、大学等の進学に係る授業料の減免や給付型奨学金の拡大が行われており、ひとり親の児童が進学しやすい環境となってきているが、貸付希望者がいる状態は変わらないので引き続き相談体制を取っていく。		
			97	ひとり親家庭等への就労支援事業	こども政策課	ひとり親家庭の方の個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや大阪府等と緊密に連携しつつ、きめ細かな支援等を行います。	自立支援プログラム策定数	20件	9件	20件	11件	ひきつづき、ひとり親の方に対してきめ細やかな自立就労支援を行っていく。		
			98	ひとり親家庭医療費助成事業	保険年金課	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を支給することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図る。 ひとり親（父若しくは母又は養育者）及び児童について、入・通院の医療費の健康保険の自己負担額の一部を助成する。	助成を必要とする対象者に対する助成の割合 （助成を必要とする者に対して、医療費の一部の助成を行った割合（精神的、経済的な負担の軽減につながった対象者の割合））	100%	100%	100%	100%	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減となり、疾病の早期発見と治療を促進し、ひとり親家庭の福祉の向上を図ることができた。 国・大阪府の動向を見ながら、引き続き公正に審査し、適正に事務手続きを行う。		
			99	助産施設入所事務事業	こども家庭支援課	経済的に困窮している妊婦が安心して出産できるように、助産施設において出産する費用の補助を行っています。	助産補助実施件数 （助産補助を実施した件数（助産申請は市役所にて全件受理し決定を行う。しかし府立病院で出産した場合の費用負担は大阪府が行い、市は支出しないため、実施件数は受理件数より少なくなる。））	11	16	11	16	児童福祉法に定められた義務的事業であり、継続していく必要がある。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
支 援 が 必 要 な 家 庭 を 支 え る 環 境 づ く り	(2)	多様な家庭への 支援	100	就学援助等事務事業	学校教育課	経済的理由によって就学が困難となっ ている児童・生徒が、義務教育を円滑に受けら れるようにするため。 学用品費など必要な費用の一部を援助す る。	就学援助適正受給者 割合 (就学援助制度認定 者のうち、適正受給 者の割合)	100%	100%	100%	100%	少子化による児童数の減少により認定者数は減少し ているが、全児童数と認定者数の割合は前年度、 前々年度ともに大きな変化はなく、就学援助の実施 意義は高いと考える。 (令和2年度・令和3年度は小学校給食費が無償化さ れたため、就学援助費の給食費の支出がありません でした。) 制度の周知などにより申請の促進に努めつつ、今後 も他市の認定基準や支給額等の動向把握に努め、引 き続き事務執行の効率化を図り、支援をしていく。		
			101	自立相談支援事業	保健福祉政策課	生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、相 談支援や就労支援を実施しています。	個別支援解決件数 (生活困窮者への相 談援助を通じて課題 解決に至った件数)	100件	109件	100件	63件	本事業は、生活困窮者自立支援法による法定事業 (必須)である。経済的自立のみならず日常生活自 立や社会生活自立などを支援していくことを目的と しており、庁内の福祉部局だけではなく就労、教育 等との連携、また各専門機関、地域住民との連携を 今後も進め支援を行っていく。 就労については、ハローワークとの連携を引き続き 行うと共に就労準備支援事業を充実させていく。ま た適切に生活保護制度に移行できるよう、生活福祉 課との連携を引き続き強化していく。		
			102	生活保護事務事業	生活福祉課	生活困窮家庭に、その困窮程度に応じて必 要な保護を行い、最低限度の生活を保障し ています。	保護率 (当該年度保護人員 ／人口×1000(平 均))	26.98%	26.98%	26.61%	26.61%	生活保護法は第1号法定受託事務であるため、国の 責任において全ての費用を負担する必要があるもの で、生活保護法に基づき事務執行をすることはもと より、受給者の自立更生を目標に他法やその他あら ゆる手法を用いるため、それらの手段等に精通した 社会福祉の専門知識のある職員を国の指標通りに配 置するよう体制整備に努める。 社会福祉の専門知識のある職員等、国の指標通り保 護人員に見合う職員の配置をするよう引き続き人事 課と調整を図る。 また、生活困窮者自立支援事業所管課である福祉総 務課との連携も引き続き行い、切れ目のないよう支 援していく。		
			103	ダルビッシュ有子ども福 祉基金 管理運用事務事業	こども政策課	「ダルビッシュ有こども福祉基金」を活用 して、子どもたちの心身の健やかな成長に 寄与する。 ①ダルビッシュ有選手からの寄附金(公式 戦で1勝するごとに10万円寄附など)を 基金に積立て、子どもの福祉に役立つ事業 へ活用【こんにちは赤ちゃん事業として子 育て安心ファイルの配布、中央図書館にダ ルビッシュ有文庫を開設し、スポーツ関連 の書籍を配架、市内児童擁護福祉施設の子 どもたちをぶどう狩りに招待など】 ②広く一般の方からいただいたふるさと応 援寄附金を基金に積立て、子どもの福祉に 役立つ事業へ活用【ファミリーサポート事 業、地域子育て支援拠点事業、バンダ・き	年度末基金残高 (年度末基金残高 (5月末現在))	10,000,000円	21,908,000円	20,000,000円	37,636,000円	ダルビッシュ有子ども福祉基金を有効に活用し、す べての子どもたちの心身の健やかな成長に寄与する 事業を実施している。		
			104	進路選択支援事業	学校教育課	経済的な理由で、進学等を断念することが ないように支援する。 家庭状況および相談内容に応じて、適切な 奨学金の活用や手続きについて案内する。	進路相談件数 (1年間における進 路相談の件数)	30件	26件	30件	22件	相談件数は一定数継続しており、今後、さらに件数 が増加することが予想されるため、継続していく必 要がある。 今般の社会情勢を受け、今後、相談件数は増加して いくことが予想される。今後も引き続き、事業を継 続していく必要がある。		
			105	多文化共生事業	市民協働 ふれあい課	本市に在住する外国人が住みやすく、海外 からの来訪者が過ごしやすくなるため、 様々な環境づくりを行う。 外国人向けの生活情報誌などの発行や市民 公益活動団体である「羽曳野国際交流ボラ ンティアサークルみやび」による日本語教 室への支援などを行っている。	日本語教室学習者数 (指標の説明羽曳野 国際交流ボランティ アサークルみやびに よる日本語教室の開 催日数)	500人	335人	500人	575人	他機関で行われている外国人のサービスについて情 報収集を行い、ホームページ等を活用し、外国人が 住みやすい環境づくりに取り組む。 日本語教室を開催している「羽曳野国際交流ボラン ティアサークルみやび」のメンバーが高齢であり、 新たなボランティア講師を募集をおこなっていく。	○	
			106	帰国・外国人児童生徒適応	学校教育課	渡日間もない児童・生徒の、生活するた めに必要な日本語(サバイバル日本語)の習 得支援および、母語保障をする。 通訳及び日本語指導	外国人児童生徒のた めのJSL対話型アセ スメントDLAの「話 すこと」ステージ2 以上の人数 DLA「話すこと」 ステージ2：日常生 活でよく使われる語 彙や表現を使って話 す ステージ3：必要な 場面で質問したり、 自ら1対1の対話に参 加する ステージ4：授業の 中で発表をしたり、 グループ学習に参加 する ステージ5：学習内 容について、複文を 使いながら順序立て て話す ステージ6：年齢相	S2:7 S3:5 S4:1 S5:3	S2:7 S3:5 S4:1 S5:3	S2:5 S3:5 S4:3 S5:4	S2:9 S3:8 S4:3 S5:5	渡日の児童・生徒にとって、生活するために必要な 日本語(サバイバル日本語)の習得及び、周りの児 童・生徒や教員とコミュニケーションをとるための 通訳が必要である。今後も継続的に支援をしていく 必要がある。 渡日の児童・生徒だけでなく、保護者等に対しても 継続的な支援が必要である。また、小学校への就学 相談などでも今後必要になる可能性がある。	○	

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
	(3)	子どもの権利擁護	107	人権擁護委員協議会事務事業	人権推進課	法務大臣から委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員が人権相談所の開設をはじめ、市内小・中学校への啓発活動を実施しています。	人権擁護活動の普及 (各事業の市民の参加人数)	946人	1047人	2,823人	2,823人	次世代を担う子どもたちへの啓発として、小学生を対象とした人権教室や「人権の花」運動の実施、中学生を対象に人権作文コンテストの案内を行っている。さらに、フェスタ人権（大阪法務局主催）などのイベントを通じて、さまざまな普及活動を行っている。 多様化・複雑化する人権問題に対して、市民の身近な相談相手となれるよう人権活動を通じて、基本的人権を擁護し、人権意識の普及啓発を図る。		
	(1)	仕事と家庭（子育て）の両立支援	108	中小企業労働環境向上塾事業	経済労働課	労働トラブルの未然防止を図るため、労働法の基礎知識等を周知・啓発する講座を実施しています。	講座の理解度 （事業所内での労働トラブルの防止や労働環境の整備につながっている。アンケートで「よく理解できた」「おおむね理解できた」と回答した割合。）	-	-	-	-	中小企業の労働環境の向上、労使の信頼関係の構築、良質な人材確保及び経営の安定等を図るため、労働法の基礎的知識等を周知・啓発できる身近な講座となっている。 また、その時々のお身近なトラブル等を事例としての対応方法や法的知識等を学ぶことで、トラブルを未然に防止し、良好な職場環境づくりを支援している。更に多くの方に参加してもらえよう、周知方法や日時等見直しの余地がある。 新型コロナウイルス感染状況の好転が見込めないことから、共催者である松原市、藤井寺市、大阪府と協議しながら、コロナ禍においても実施できる新たな方法を模索していく。		
			109	男女共同参画啓発活動推進事業	人権推進課	広報、啓発及び男女共生セミナーの開催などにより、男女共同参画に関する理解を深める。 男女共同参画週間や「女性に対する暴力をなくす運動」期間について、市広報紙への掲載やポスター、のぼり、懸垂幕の掲示などにより周知を行った。また、男女共同参画に関するテーマに基づき、市民参加型の男女共生セミナー（参加費、教材費の受益者負担あり）を実施し、作成した啓発冊子や啓発物品を配布するなど、男女共同参画に関する情報提供や啓発を行った。	男女共同参画に関する啓発機会 (啓発物品、冊子の配布数)	3,500部	2,000部	1,000部	1,100部	男女共同社会を実現するために重要なことは、途切れることのない啓発が必要と考えているため、今後も男女共同参画に関する等啓発等の事業を継続して行う。 男女共生セミナーは募集人員に対し参加者数が少ない傾向にあるため、参加者の募集方法を検討するとともに、より多くの市民が興味を引くような内容について検討する必要がある。		
			110	子どもの居場所づくり事業	こども家庭支援課	生活に困窮している家庭の子ども等の基本的な生活習慣づけを支援する。 学習支援をはじめ、相談事業等をすすめる、子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保し支援することを目的とする団体に対して、その運営に係る経費等の補助を行う。	交付申請に対する交付決定割合 (申請内容に基づき、決定審査を行い、交付決定を行っている。（認定件数/申請件数）)	100	100	100	100	様々な家庭環境を抱えている子どもたちに対し、安心して過ごせる居場所を提供することは必要である。また、居場所を通じて、子どもの状況等を把握し、虐待等の早期発見に努めることが出来るため、事業の必要性は十分にある。 今後の課題として、事業を実施するにあたり、実施団体と関係機関等（教育委員会、児童相談所、保健所、警察等）との連携が必要不可欠であり、組織的に一体となって包括的な支援の構築体制を検討する。		
	(2)	地域で親子の育ちを支える環境づくり	111	総合学習推進事業	学校教育課	地域の人材を活用し、教科との関連を図りながら地域の歴史や文化を学ぶことで、身近な地域の知らないことを知ることができるよう、子どもたちの生涯学習の機会として実施しています。	評価になじまない （各校が実情に応じて特色ある取り組みを実施しており、活動指標を定めて定量的に検証するものではないため）	-	-	-	-	総合的な学習の時間と各教科等との関連が図られ、取り組みが、知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力の育成の両方につながっているが、カリキュラムが固定化され同じ組みが数年にわたり行われている現状がある。今後、実社会・実生活にかかる課題をより積極的に取り扱うことが必要である。		
			112	学校協議会設置事業	学校教育課	学校の改善を図るため、各学校に学校協議会を設置し、保護者や地域の意向を把握して学校運営を進めています。	学校協議会設置校数	19校	19校	19校	19校	コミュニティ・スクール導入に向けて、学校協議会から学校運営協議会への移行をスムーズに行う。R6年度に小学校1校で実施し、R7年度は小学校3校での導入をめざす。		
			113	家庭教育支援事業	次世代育成課	保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて学習機会を提供し、また情報提供を行うなど「交流と気づきの場」として「親学習講座」等を実施しています。	親学習参加者数単 (1年間で親学習に参加した人数)	15人	14人	15人	15人	本来家庭教育支援の活動は幅広いが、市が現在行っているのは「親学習」事業である。子育てについての身近なエピソードを題材に保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて、話し伝え合い、悩みや疑問を共有し、仲間として共感することができる「交流と気づきの場」となるよう実施している。事業の性格上、幅広く参加者を集めることに一定の難しさがあり、現在は小学校や児童館の協力の下、保護者を集め行っている。参加者からの感想はおおむね好評なので、今後は子育て支援の部門と連携を図り、実施の拡大をすすめていきたい。 新型コロナウイルスの影響により活動が大幅減になっていることで、認知不足も課題の一つであり周知ができていない。さらに親学習リーダーの高齢化で今後は世代交代を目指し、人材を確保していくとともに、大阪府からの研修にも積極的に参加をするよう促し、随時時代に合った子育てエピソードなどを話し伝えていく必要がある。そして、より多くの保護者や地域の人に認知してもらえよう活動をしていきたい。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
8 地 域 で 子 育 て を 支 え る 環 境 づ く り	(3)	地域住民との交 流活動の支援	114	青少年健全育成関連団体 支援事業	次世代育成課	地域ぐるみで青少年健全育成のための諸活 動に取り組んでいる団体に助成金を交付 し、活動への支援を行います。	地域ぐるみで青少年 の健全育成に取り組 む校区数 (地域イベントや校 区パトロールなど地 域ぐるみで青少年の 健全育成に取り組む 校区数)	14校区	14校区	14校区	14校区	家庭・学校・地域が連携して青少年をとりまく環境 の整備を行い、地域社会全体で青少年の健全育成に 取り組めるよう、行政としても市内の関係団体と協 働・連携するとともに、関係団体間の調整を図るた め、市としてその支援を行うことは必要である。一 方で、地域活動の担い手不足という課題も生じてお り、実際に活動している団体の方以外にもその活動 が理解されるよう周知に努めたい。		
			115	私たちのまちの学校園育 み事業	学校教育課	地域住民及び保護者が教育活動の振興を支 援し、学校園と地域住民及び保護者が協働 関係をもって園児・児童・生徒を育む。 ①地域の人材を生かした教育活動の充実 ②教育講演会の開催 ③リーフレットの作成、配布 ④地域清掃活動等	教育講演会や地域清 掃活動等の開催校区 数 (1年間における教 育講演会や地域清掃 活動等の開催校区 数)	6校区	6校区	6校区	6校区	コロナウイルス感染症の影響が引き続いており、学 習活動の方法を模索しながら各活動・研修等を実施 してきているが、地域とつながるという面で人間関 係が希薄になる傾向は依然としてある。学校・子ど もを取りまく社会が分断されないよう、地域・保護 者との連携を継続する点を重視していきたい。		
			116	市民フェスティバル開催 事業	市民協働 ふれあい課	次世代を担うこどもたちの健やかな成長を 願い、愛と夢あふれる思いやりの心に満ち たイベントとする。 こどもの日に開催する市内最大規模のイベ ントで、例年峯ヶ塚古墳を取り囲む峰塚公 園を会場とし、羽曳野市の持つ歴史的資産 を大切にし、市民と市民が手を取りあつて 羽曳野市の魅力を次世代に継承するイベン ト。	当日の来場者数	0人	0人	5000人	8000人	市民や各種団体、学生ボランティア等のメンバーで 実行委員会が構成されており、実行委員会会議で企 画内容等を検討し、事業を実施している。今後も実 行委員会と事務局が協力・連携することで効率よく イベントを実施する。 実行委員会へ参加する団体代表者の若返りや、新規 実行委員の掘り起こし。		
			117	学校支援地域本部事業	次世代育成課	各校区に地域学校協働活動推進員、地域 コーディネーターを配置し、学校の運営や 教育活動において地域住民による支援活動 (学習支援・環境整備・登下校の見守り 等)の実施を支援しています。	各校区に配置されて いる、地域学校協働 推進員及び地域コー ディネーターの数	28人	10人	28人	29人	地域学校協働活動を推進していくためには、地域学 校協働推進員及び地域コーディネーター配置するこ とが必要である。今後も地域学校協働活動に対し て、地域住民の理解を得て、地域学校協働活動推進 員及び地域コーディネーターを配置していく。		
			118	市民プール整備事業	スポーツ振興課	市の中央部に位置する中央スポーツ公園内 に、子どもたちのリクリエーションの場だ けでなく、学校のプール授業での活用や、 高齢者等も含めた市民の健康増進の場とも なる屋内温水型の市民プールを新たに整備 します。	整備率 (整備が完了した比 率)	80%	70%	100%	100%	老朽化に伴う市民プールの整備については、令和2年 度に屋外プールに設計を変更するなどし、令和3年度 より整備を行っている。なお、令和元年度から市民 プール完成までの間、その代替えとして、学校プー ルを無料開放するプール開放事業を実施している が、令和2・3年度については、新型コロナウイルス 感染症拡大防止の観点から開放事業を中止とした。 整備工事については、令和3年7月に着工し、令和4年 6月に完成した。令和4年7月より夏季オープンし、 約20,000人(内小中学生：36%、未就学児：25%) の来場がある。今後も夏場のこどもをはじめ市民の リクリエーションや健康増進の場として施設運営を 行う。		
			119	学校施設の耐震化事業	教育政策課	令和4年度末までに各小・中学校の非構造 部材耐震化事業を完了させ、学校の耐震化 を進めています。	非構造部材耐震化率	95%	95%	100%	100%	非構造部材耐震化事業は、地震による非構造部材の 落下被害から児童、生徒および教職員を守るととも に、地域住民の避難場所としての安全性を担保する ものとして実施意義が非常に高い事業である。ま た、本事業で体育館の照明器具をLED器具に取替え たことにより、電力の省エネルギー化も図られてい る。		
			120	学校安全対策事業	教育政策課	在校時及び登下校時における不審者等から の安全確保を図る。 正門付近に安全管理員を配置し、門扉の施 錠、不審者等発見時の通報、来校者確認の 受付業務等を行う。また、新入学児童全員 に防犯ブザーを無償貸与する。	校内安全達成日数 (安全管理員を配置 したことによる校内 安全達成日数)	200日	200日	200日	200日	児童の安全に関する取組みとして、一定の効果が得 られている。		

基本 目標	基本施策		事業		担当課	取り組み内容	指標	令和3年度		令和4年度		今後の方向性や課題	備考	
	No.	施策名	No.	事業名				計画量	実績	計画量	実績		重点施策	その他
(4)	子どもの安全を守る取り組み		121	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課	子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図りながら、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備する。 警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導と評価や、スクールガードに対する指導等を行う。	派遣人数 (1年間におけるスクールガードリーダーの派遣人数(実人数))	100日	100日	100日	84日	スクールガードリーダーが各校を定期的に巡回し、きめ細かな指導や点検、学校への情報提供をすることにより児童の安全に大きく貢献している。また、事件、事故、災害等による登下校中における見守りの重要度は近年益々高まっている。 スクールガードリーダーが各校を定期的に巡回し、きめ細かな指導や点検、学校への情報提供をすることにより児童の安全に大きく貢献している。また、事件、事故、災害等による登下校中における見守りの重要度は近年益々高まっている。 人員確保が課題となっている。	○	
			122	安全・安心マップ作成事業	学校教育課	通学路の安全点検等、地域と連携しながら安全・安心マップを作成し、子どもたちの安全の確保に努めています。	安心安全マップ作製校数	19校	19校	19校	19校	危険箇所をあらかじめ示すことは、防犯や交通安全のために重要なことである。警察や地域、見守り隊から情報収集をおこない、毎年マップの見直しを行う必要がある。		
			123	第2種交通安全施設整備事業	道路公園課	子どもたちの安全を図るため、市民からの要望や危険箇所の調査に基づいて道路の照明灯、標識、警戒標示等を整備しています。	交通事故発生件数	0件	277件	0件	280件	安全・安心に通行できるよう継続的な交通安全施設の整備等が不可欠であるので、引き続き、推進を図っていく。		
			124	子どもの安全確保事業	次世代育成課	地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境づくりのため、「みまもってるよ。こども110番」のプレートを配布しています。	「みまもってるよ。110番」に取り組む校区数 (「みまもってるよ。110番」に取り組む青少年健全育成協議会の校区数)	14校区	14校区	14校区	14校区	地域住民等による自発的な協力で、地域ぐるみで子どもの安全を見守る活動は市内全域で取り組まれており、登下校時の子どもの安全確保に大きな役割を果たしている。こうした活動に地域住民が安心して参加できるよう、必要な支援を行っていく必要性は高いと考えている。 高齢化が進む中、参加していただける地域住民の参加人数の確保及び学校・地域・行政のさらなる連携が必要と思われる。		
			125	子どもの交通事故ゼロ運動事業	道路公園課	毎年、春と秋に市内の小学校・幼稚園・こども園において、登校・登園中の児童たちに交通ルールを守る指導や啓発グッズを配布し、自らの身を守る意識づけを実施しています。	交通事故発生件数(子ども)	0件	15件	0件	16件	市内子ども交通事故ゼロを目指し、引き続き、交通ルールの指導及び啓発グッズの配布を実施していく。		
			126	防犯灯設置支援事業	危機対策室	暗がりの少ない、明るい安全なまちづくりの推進を図る。 自治会等が防犯灯を新設する際に、既設の支柱等に設置する場合は1灯につき8,000円、新たに支柱を設ける場合は1灯につき10,000円を予算の範囲内で早期申請順に支給。管理している防犯灯の維持管理のための費用等に対して、1灯につき2,500円を支給。	維持管理補助金交付灯数 (維持管理費として補助金を交付した灯数)	10,500灯	9,978灯	10,050灯	9,997灯	防犯灯の設置補助金申請数をみても、明るい安全なまちづくりの推進としての成果は上がっているが、予算額や対象範囲等は今後も検討及び改善が必要であると考ええる。		
			127	新型インフルエンザ等対策事業	健康増進課	新型インフルエンザ等感染症発生時、市民の生命及び健康を脅かすとともに、社会機能に深刻な影響を与える恐れがある。その影響を最小限に止めるため業務継続計画、マニュアル等を作成し対策を検討する。 地域防災計画、休日急病診療所BCP、対策マニュアル等策定、必要物品・薬品の購入	進捗管理のための会議開催 (業務継続計画やマニュアル等の策定)	2回	0回	2回	0回	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住民接種計画の策定等新型インフルエンザ等対策については全く進んでいない。 事業内容について再検討が必要だと考えられる。		
			128	青色回転灯防犯パトロール事業	次世代育成課	児童の登下校時間に合わせ、市内小学校の通学路等を中心に防犯パトロール活動を行っています。	不審者発生回数 (羽曳野警察署から発出された管内で発生した不審者等情報(特殊詐欺を除く。)配信回数(各年1月～12月))	70回	36回	70回	77回	青バトによる防犯パトロールについては、児童等の安全確保と市民の防犯意識の醸成などに一定の役割を果たしているほか、パトロールの時間外には文書の配送等を行うなど、効率的な行政運営にも寄与している。 青色防犯パトロールを行う際には2人1組が原則であるため、毎日のパトロールを行うには現在の専属の職員では休暇が出た時に対応できない状態である。 他市の状況を踏まえると防犯担当課が実施していることが多く、持続可能な事業として運営するには、所管課の見直しが必要である。		
			129	防災講座・防災研修開催事業	危機管理課	災害発生時において的確な判断や行動がとれるよう防災に関する自助・共助の意識や知識の向上を図る。 ①市職員への防災研修の開催や庁内での訓練の実施。②小学生を対象とした「こども防災教室」の開催。③地域・団体等からの要請に基づく防災講習会等の実施	参加数 (防災研修・訓練及び講座参加者数)	1,000人	0人	1,000人	700人	こども防災教室の継続的な開催や職員向け研修・訓練のさらなる実施、出前講座の地域・団体の拡充などを行う必要がある。	○	
			130	災害用物資備蓄事業	危機対策室	市民や被災者に対して食糧や飲料水、毛布、灯りなどの安心等を提供する。 災害発生時に備えて、計画的に食糧や資機材等を備蓄する。	備蓄の種類 (備蓄の種類数)	25種類	25種類	25種類	25種類	災害から市民の生命・身体・財産を守ることは自治体の責務であり、災害発生時に備えて、計画的に食糧や資機材等を備蓄することにより、被災者に安定的に救援物資を支給するため、継続的に実施する		